

## 東京都健康推進プラン 2 1（第二次）推進会議設置要綱

平成 2 5 年 4 月 1 9 日  
2 5 福保保健第 2 7 号

## （設 置）

第 1 東京都健康推進プラン 2 1（第二次）（以下「プラン 2 1（第二次）」という。）  
を着実に推進し、計画の実効性を確保するとともに、その推進にかかわる関係者間の連  
携・協力を図るため、東京都健康推進プラン 2 1（第二次）推進会議（以下「推進会議」  
という。）を設置する。

## （所掌事項）

第 2 推進会議は、次の事項を所掌する。

- （1）プラン 2 1（第二次）の推進方策に関すること。
- （2）プラン 2 1（第二次）の目標の達成状況に係る調査及び評価・検証に関すること。
- （3）プラン 2 1（第二次）の推進にかかわる行政機関及び関係団体等の協力・連携体  
制の構築に関すること。
- （4）その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## （構 成）

第 3 推進会議は、次に掲げる者のうちから東京都福祉保健局長（以下「局長」という。）  
が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）医療関係団体の代表
- （3）保険者団体の代表
- （4）関係行政機関の職員
- （5）その他局長が指名する者

## （委員の任期）

第 4 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （座 長）

第 5 座長は、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代行することと  
し、副座長は、あらかじめ座長が指名する。

## （会 議）

第 6 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(部 会)

- 第7 推進会議に、専門の事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、推進会議が定める事項について検討する。
  - 3 部会委員は、推進会議の委員のうちから座長が指名する者、又は座長が指名する者の中から局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
  - 4 部会委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

(部会長)

- 第8 部会に部会長を置く。
- 2 部会長は、座長の指名により定める。
  - 3 部会長は、部会を総括する。

(作業部会)

- 第9 推進会議に、専門の事項を検討するための作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会は、推進会議が定める事項について検討する。
  - 3 作業部会委員は、推進会議の委員のうちから座長が指名する者、又は座長が指名する者の中から局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
  - 4 作業部会委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

(作業部会長)

- 第10 作業部会に作業部会長を置く。
- 2 作業部会長は、座長の指名により定める。
  - 3 作業部会長は、部会を総括する。

(関係者の出席)

- 第11 座長は、必要があると認めるときは、推進会議、部会及び作業部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議等の公開)

- 第12 会議（部会及び作業部会の会議を含む。以下同じ。）並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録」という。）は、公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶 務)

- 第13 推進会議、部会及び作業部会の庶務は、福祉保健局保健政策部健康推進課において処理する。

(補 則)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。